

射水市が発注する請負工事等に係る指名競争入札に付する者についての指名基準

平成17年11月1日

告示第120号

- 1 射水市土木及び建築工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成17年射水市告示第119号)に基づき、有資格者名簿に記載された者の中から客観的事項及び主観的事項を審査して指名競争入札に参加する者を指名すること。
- 2 指名に際し、著しい経営の状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、契約の履行がなされないおそれがないと認められる者であること。
- 3 当該指名競争入札に付する契約の性質又は目的により、当該契約の履行について法令の規定により官公署等の許可又は認可等を必要とするものにあつては、当該許可又は認可等を受けている者であること。
- 4 特殊な工事等の契約を指名競争入札に付する場合において、その工事等の施行又は供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。
- 5 指名競争入札に付する工事等の履行期限又は履行場所等により、当該工事等に必要な原材料、労務その他を容易に調達して施行しうる者に行わせること、又は一定地域にある者のみを対象として指名競争入札に付することが契約上有利と認められる場合において、これを調達して施行することが可能な者若しくは一定地域にある者であること。
- 6 指名競争入札に係る工事等の契約について、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要がある場合においては、当該技術、機械器具又は生産設備等を有する者であること。
- 7 輸入に係る物品の購入契約において、当該物品等に関する外国の製造会社若しくは販売会社から販売権を得ている者又は当該取引が可能な者であること。
- 8 指名競争入札に参加しようとする者の経営の規模が、指名しようとするとき現在の工事又は製造の手持の状況及び当該指名競争入札に係る工事又は製造の契約高を総合して余裕があると認められる者であること。
- 9 指名競争入札に付する工事等の契約の適正な履行を図るため、銘柄を指定する必要があると認める場合においては、当該銘柄に係る物品を供給することが可能な者であること。
- 10 指名競争入札に付する工事等の契約について、国、県又はこれに準ずる機関の検定、基準又は標準規格等に合格した物品を使用する必要があると認める場合においては、当該物品を使用又は納入できる者であること。
- 11 この基準に規定するもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この告示は、平成17年11月1日から施行する。